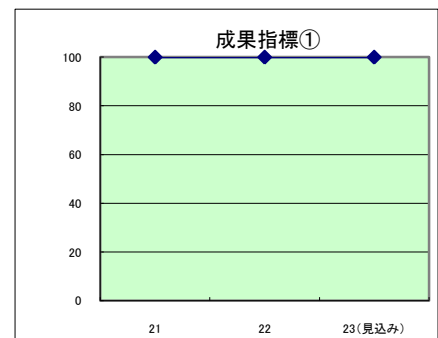
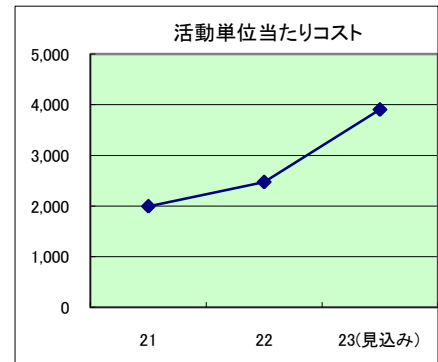


事務事業名	障害者手帳進達等事務事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費
	施策(節)	4	障害者福祉	項	1	社会福祉費
	施策の方向	(1)	障害者の支援体制の充実	目	2	社会福祉事業費
				事業	3	障害者(児)福祉
関連する計画等	羽曳野市障害者基本計画		作成部署	保健福祉部福祉支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072-958-1111 内線 1213		
事業の内容	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請者及び所持者					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	各障害者手帳交付に係る大阪府への進達事務等、各障害者ごとのケースワーク業務を実施し、福祉の増進を図る。					
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る大阪府への進達事務(身体障害者手帳にあっては、破損などの再交付事務の実施。)並びに各障害者への相談支援(ケースワーク)業務の実施。困難事例への対応や必要に応じて適時ケース会議等の実施。地域自立支援協議会の開催と運営。 ※障害者手帳交付事務における大阪府権限移譲、障害者総合福祉施策が見直されるまでの間における障害者等の地域生活を支援するための関係法律により、今後も事業費の拡大と充実、障害者福祉施策全体の見直しも必要となる。					
根拠法令等	障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者保健福祉法					
事業開始時期	☐ 昭和 年開始 ☒ 明確にはわからない 終了年度 平成 年度 ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化	平成14年度～精神障害者保健福祉手帳に係る進達事務及び相談事務を実施。平成19年度～大阪府権限移譲により身体障害者手帳に係る破損などの再交付事務を実施。平成21年度～地域自立支援協議会を設置と運営。					
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		0	0	0
人件費【2】 (千円)		11,985	14,880	23,520
職員数	正規職員	1.15 人	1.60 人	2.80 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	1.40 人	1.40 人	1.40 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	10.05 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		11,985	14,880	23,520
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)	1,010	1,033	1,164
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	10,975	13,847	22,356
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 手帳所持者数 人		6,011	6,015	6,020
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		1,994 円	2,474 円	3,907 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		101 円	126 円	199 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	府への進達率 (式)	%	手帳交付申請に係る府への進達が適正に行われているか。	目標	100	100	達成率(%)	100
					実績	100	100	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令上義務付けられた事業である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	法律に基づき市を経由して手帳の申請及び交付を行う事業である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☒	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☐	☐	☒	最小限の人員で申請等に伴う事務を行っている。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☐	☐	☒	
		簡略化できる方法や手段がない	☐	☐	☒	
		市の他事業と重複していない	☐	☐	☒	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	法令に基づいた事務事業である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	適正に事務執行している。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	現行では、法令上義務付けられた事業でもあるため、適正な実施に努めており、引き続き人員のスキルアップが図られるような職員研修なども実施しながら、引き続き事業の充実に努め、適正に事務を遂行していく。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 関係法律や大阪府並びに関係機関とも連携を図りながら、適正な事務の遂行に努めていく。なお、身体障害者手帳等に係る交付事務については、大阪府版権限移譲に定める指針により、将来的な事務移譲を目指されており、その移譲時期に照準をあわせて組織人員体制の再整備や手帳交付システムの整備、職員の研修などの準備期間も必要となることから、事業費並びに人員規模についての拡大充実が必要となる。権限移譲統括担当課とも鋭意調整し、権限移譲の妥当性を含めて再検証していく。	

行 革 本 部 評 価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善 ☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了	